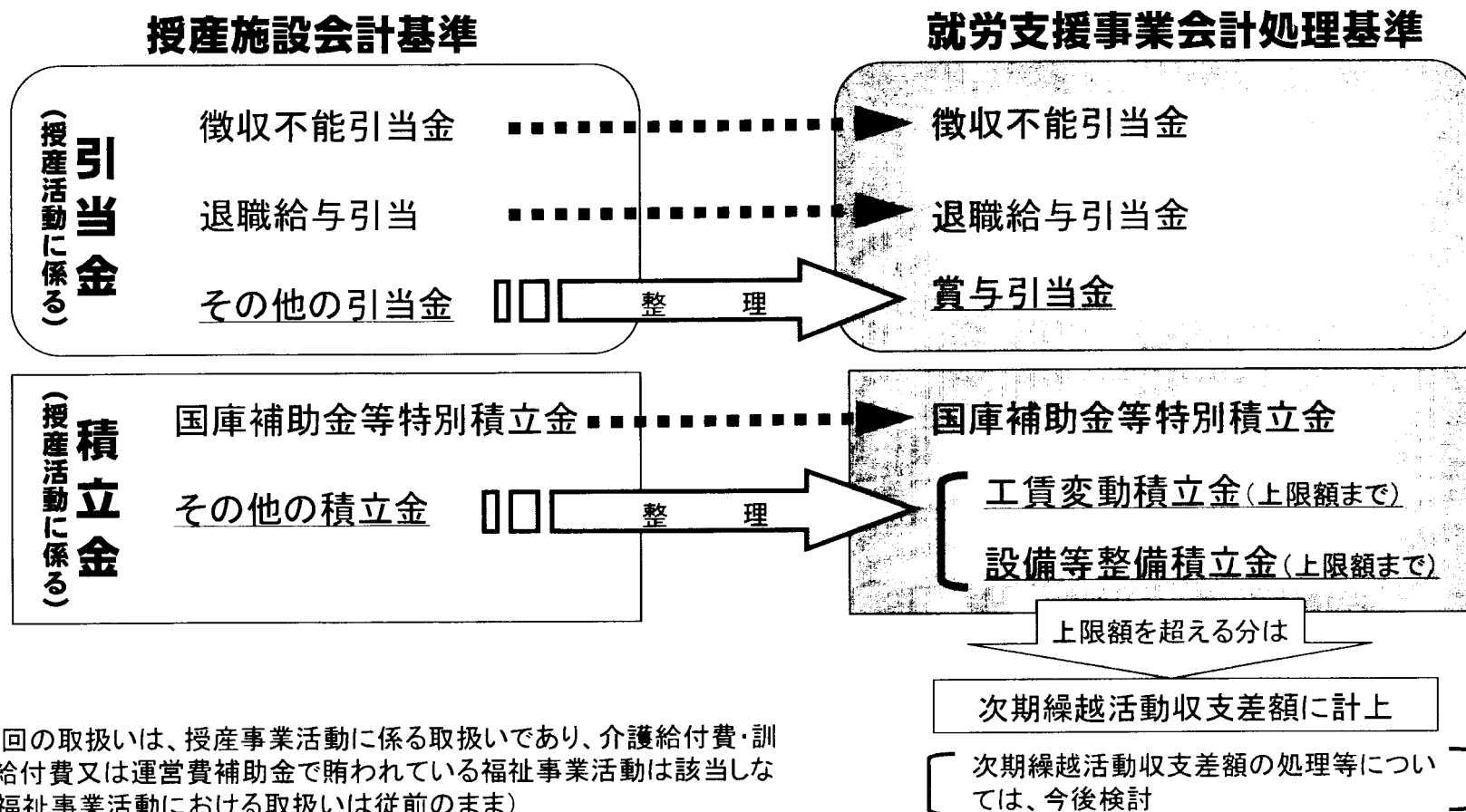


# 就労支援事業会計処理基準への移行の際の積立金等について

- 平成18年10月に制定した「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく会計処理については、最も早い場合には平成19年度決算から適用されることとなる。
- その際、授産施設会計基準において設置を認めている既存の積立金、引当金の就労支援事業会計処理基準への移行に伴う承継処理のうち授産事業活動に係るものについては、以下のとおり取り扱うこととする。



(注) 今回の取扱いは、授産事業活動に係る取扱いであり、介護給付費・訓練等給付費又は運営費補助金で賄われている福祉事業活動は該当しない。(福祉事業活動における取扱いは従前のまま)

# 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

## 【概要】

- 障害者の「働く場」に対する**発注額を前年度より増加させた企業**について、企業が有する**減価償却資産の割増償却**を認める。(法人税等の軽減)

- ・ 減価償却資産は、事業に使用されているもののうち、現事業年度を含む過去3事業年度以内に取得したものが対象。(例:建物・冷暖房設備、照明設備、機械、車両、備品など「1年以上の長期保有資産」※詳細は別紙)
- ・ 発注には業務を下請けした場合のみならず、自家生産した商品を売買した場合等も含む。

## 【税制優遇対象者】

- 青色申告者である**全ての法人又は個人事業主**が対象。

## 【適用期間】

- **5年間**(平成20年4月1日～平成25年3月31日)の時限措置

## 【割増償却額】

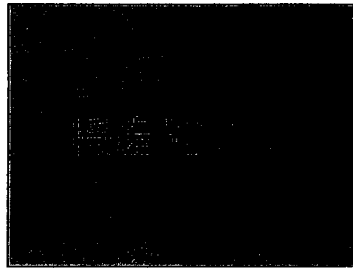
- 割増しして償却される**限度額は前年度からの発注増加額** (※)  
→ 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。  
(※)ただし、対象となる**固定資産の普通償却限度額の30%**を限度する。

## 【対象となる発注先】

※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」(予定)

- ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 (A型・B型) ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設 (生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設) ・ 地域活動支援センター
- ・ 旧授産施設 (身体・知的・精神) ・ 旧福祉工場 (身体・知的・精神)
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

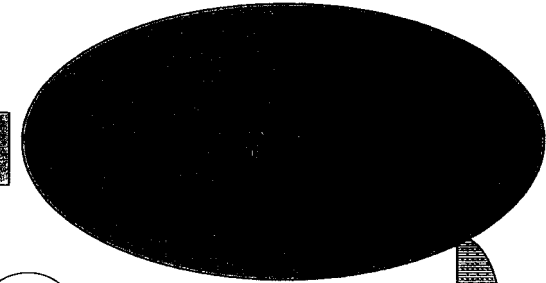
# 障害者の「働く場」への発注促進税制（イメージ）



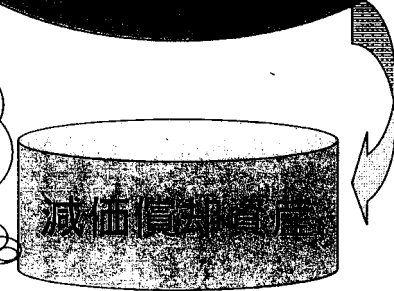
※障害者の「働く場」

就労継続支援事業所  
特例子会社  
重度障害者多数雇用事業所

等



割増償却



現事業年度を含む3事業年度以内に  
取得したものが対象

## 【具体例】

- ・減価償却資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- ・発注増加額が20万円の場合

償却限度額(①+②) <b>120万円</b>	=	普通償却限度額(①) <b>100万円</b> (1,000万円×10%)
		+ 発注増加額(②) <b>20万円</b> (※)

※ 発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となる。

償却限度額 =	+	普通償却限度額
		前年度からの発注増加額(※)

※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。

## (詳細) 減価償却資産の例

### ○減価償却資産

#### 一年以上の長期保有資産で取得価格20万円以上のもの

(例)

- 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、エレベーターなど）
- 機械及び装置（工作機械、印刷機械、食料製造機械など）
- 車両及び運搬具（自動車、フォークリフトなど）
- 工具、器具及び備品（事務机、キャビネット、応接セット、パソコン、コピー機、医療機器など）
- 生物（牛、馬、豚、綿羊、山羊、かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹、なし樹、桃樹、いちじく樹、茶樹、オリーブ樹、つばき樹、桑樹など）

など

(参考)

# 平成20年度税制改正大綱 (抄)

平成19年12月13日  
自民党・公明党

## 第二 平成20年度税制改正の基本的考え方

### 4 環境問題、安心・安全への配慮

また、国民の暮らしの安心・安全が確保されるよう、(中略) **障害者の就労支援の観点から授産施設等に仕事を発注した企業に対する課税の特例の措置を講ずる。**

## 第三 平成20年度税制改正の具体的内容

### 四 環境問題、安心・安全への配慮

#### 7 **障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設**

青色申告書を提出する事業者が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、授産施設等に対して資産の譲渡、役務の提供等の対価として支払った金額(授産施設等取引金額)がある場合において、その事業年度における授産施設等取引金額の合計額が前事業年度等における授産施設等取引金額の合計額を超えるときは、その事業年度又は直近2事業年度において取得等した固定資産について、30%の割増償却ができる制度を創設する。この場合において、割増償却額の合計額が、その事業年度における授産施設等取引金額の合計額から前事業年度等における授産施設等取引金額の合計額を控除した残額を超えるときは、当該割増償却額の合計額は、当該残額を限度とする。

# 障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直しについて

## 1. 現行

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、障害者支援施設等（※）においてその活動の成果として製作された物品を買い入れる契約を規定。

（※）障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所。（経過措置により、更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）、福祉工場（身体、知的、精神）を含む。）

## 2. 今回の見直し（地方自治法施行令の改正：平成20年2月14日公布・平成20年3月1日施行）

### （1）経緯

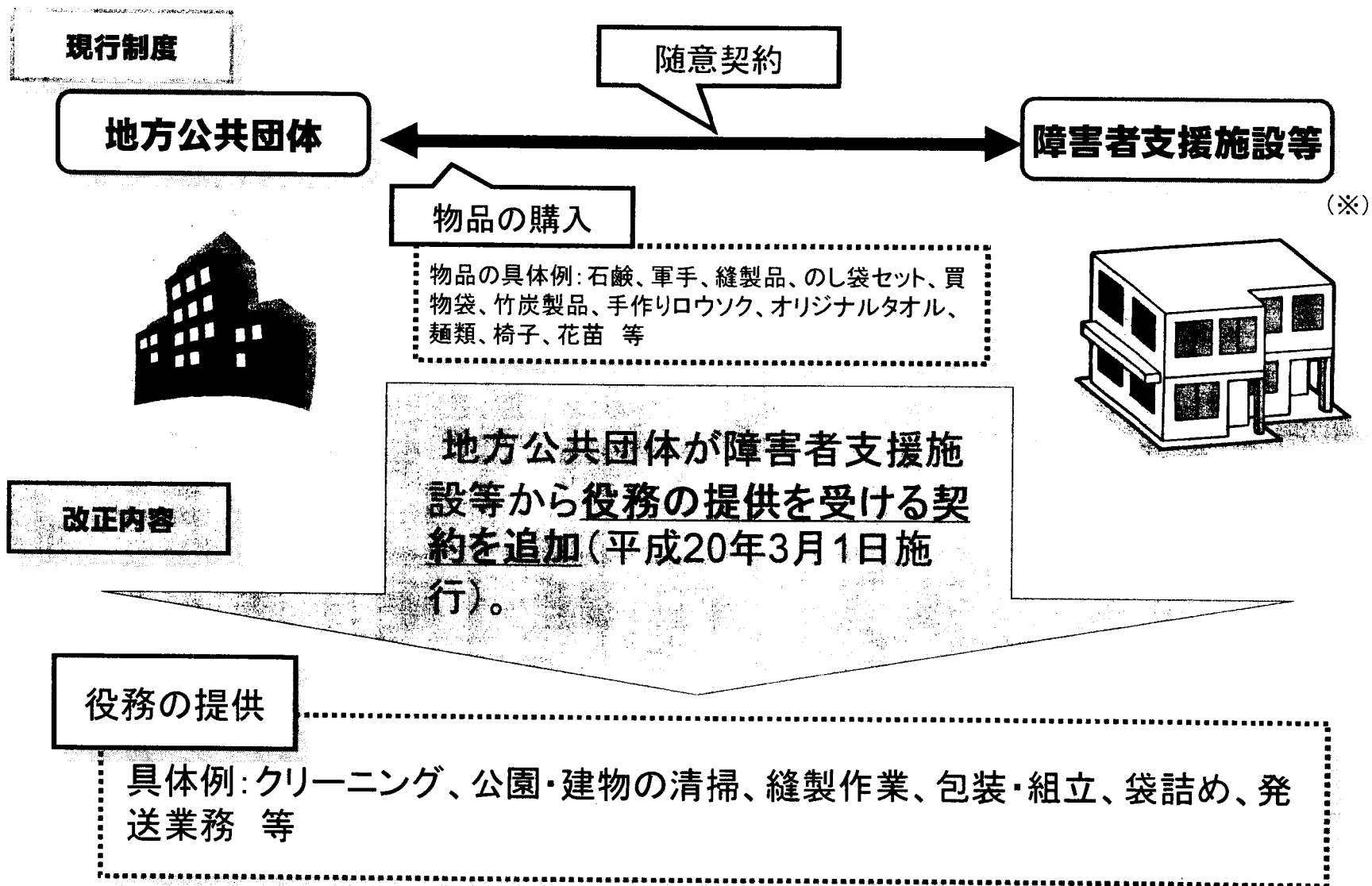
構造改革特区第10次提案募集（平成18年10月）において、現行で随意契約が可能とされている物品の購入以外にも「地方公共団体が障害者支援施設等と役務提供に係る随意契約を行うことを可能とすること」について特区提案が行われ、政府として「平成19年度中に結論」としていた。

### （2）改正内容

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加。

物品の具体例（現行）	役務の具体例（今般の改正で追加）
石鹼、軍手、縫製品、のし袋セット、買物袋、竹炭製品、手作りロウソク、オリジナルタオル、麺類、椅子、花苗 等	クリーニング、公園・建物の清掃、縫製作業、包装・組立、袋詰め、発送業務 等

# 障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し



※ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設・更生施設(身体、知的)、授産施設(身体、知的、精神)及び福祉工場(身体、知的、精神)、小規模作業所。

## 2 障害者の地域生活移行について

### (1) 地域生活移行に関する取組状況について

障害者自立支援法は、障害者の地域生活への移行を日指しており、平成18年度中に各都道府県及び各市町村において策定した障害福祉計画における数値目標の達成のため、計画的に必要なサービス量の整備を図ることが必要である。

入所者の地域生活への移行に関する取組状況を調査した結果（平成19年10月1日現在。別添資料7）、36都道府県が既に地域生活への移行に向けて、「地域生活を体験する取組」や「啓発事業等の取組」を実施しており、また、平成17年10月1日から平成19年10月1日にかけて9,344人（6.7%）【速報値】が入所施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移し、入所者数が389人（0.3%）【速報値】減少しているところであるが、更なる取組をお願いする。

### (2) 各施策の積極的な活用について

障害者が地域で安心して暮らせることを日指す障害者自立支援法の施行からまもなく2年が経過しようとしているが、各都道府県におかれては、この趣旨を踏まえ、障害者の地域生活移行の推進に御尽力いただいていると認識している。

既に御案内のとおり、与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書を踏まえ、平成20年度予算案において、障害者の地域生活移行を更に推進するため、新たにケアホーム等を新設する場合等の費用について、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象とすることとしたほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を新たに講じたところである。

また、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を見直し、施設外就労の推進、小規模作業所の新体系への移行促進、ケアホームにおける重度障害者の支援体制強化、相談支援の充実強化、地域の理解促進などのメニューを追加したほか、退院促進の専門家の養成等を図るための「精神障害者退院促進等強化事業」について、身体障害者・知的障害者の地域生活移行に関する研修についても対象とするなどの措置を講じたところである。

については、各都道府県におかれては、当事者や障害者の地域生活移行を支える事業者等が、障害者自立支援法に基づく事業等を十分に活用できるよう積極的に周知するなど、幅広い支援をお願いしたい。

### (3) 入所施設からの地域生活への移行について

障害者の地域生活移行について、各都道府県が定めた障害福祉計画の集計結果によると、平成23年度末までに1.9万人が入所施設から地域生活へ移行すると見込まれている。

入所施設における地域生活移行に向けた取組を報酬上評価する仕組みとして、



- ① 退所する利用者に対し、居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合における「地域移行加算」や「退所時支援特別加算」
- ② 地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行う「自活訓練加算」

が設けられている。

入所施設から地域生活への移行に当たっては、入所施設がこのような報酬上の評価の仕組みを活用しつつ、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者などの地域の関係者と連携して、退所者の意向を踏まえた地域生活移行後の生活支援体制を確保することが重要であるので、積極的な取組をお願いする。

#### **(4) 地域生活のための基盤整備について**

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業のみならず、インフォーマルサービスを含めたさまざまな社会資源を組み合わせるなど、利用者のニーズを踏まえた上で、効果的な支援を提供していくとともに、障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の更なる充実、地域自立支援協議会を中心に関係機関の連携強化や社会資源の開発・改善等による地域の基盤整備を推進することが重要である。

各都道府県におかれては、障害者が地域で安心して暮らしていくための基盤整備が図られるよう、管下市町村に対する支援をお願いする。

#### **(5) 住まいの場の確保について**

障害者の住まいの場の確保は、障害者の地域生活移行を進めるためにも重要な課題であり、中でも地域生活移行後の住まいの場として、ケアホーム等を計画的に整備することが必要である。

このため、平成20年度予算案において、新たにケアホーム等を新設する場合等の費用について、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としたところであり、特別対策において講じたケアホーム等を実施するアパート等の敷金・礼金に対する助成とともに、積極的に活用して、計画的な整備に努めていただきたい。

また、地域生活支援事業において、市町村が行う事業として、賃貸契約による一般住宅への入居に際して物件のあっせん依頼や緊急時の対応等を行う「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」が定められており、平成19年4月1日現在、228市町村でこの事業に取り組んでいただいているところである。

居住サポート事業を実施していない市町村においては、積極的な取組により、障害者の居住支援に努めていただきたい。

なお、ケアホーム等については、地域生活移行後の居住の場として大きな役割を果たしているものの、一方で、労働基準関係法令の遵守も求められることから、職員の勤務体制の配慮についても関係事業者への啓発等を図っていただきたい。

## (6) 住宅施策と福祉施策の連携について

障害者の住まいの場を確保するためには、住宅施策との連携が重要である。

住宅施策との連携については、社会福祉法人等が公営住宅を賃借してグループホーム等に活用している例もある。

このため、例えば、公営住宅の空室状況などについて住宅部局から情報提供を受けて、グループホーム等として活用可能な場合には事業者にも周知したり、事業者からの活用希望場所等を住宅部局へ情報提供するほか、独立行政法人都市再生機構（UR）などの公的賃貸住宅事業者との連携等も考えられるので、障害者の住まいの場の確保に向けた関係者との協力関係の構築をお願いしたい。

なお、国土交通省の施策である「あんしん賃貸支援事業」と地域生活支援事業である「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」との連携については、かねてより御協力をお願いしているところであるが、「あんしん賃貸支援事業」の更なる活用を図るため、本年2月1日付けで住宅施策と福祉施策との連携について国土交通省の担当課長との連名通知を発出したところであるので、住宅部局との一層の連携を図り、今後とも居住サポート事業と連携して障害者の居住支援に努めていただきたい。

このほか、国土交通省の住宅施策として、

- ① 社会福祉法人や民間事業者等が、障害者等向けの良質な賃貸住宅を供給する際の整備費や家賃の低廉化に要する費用に対する助成（地域住宅交付金）
- ② 家賃滞納等に対する大家の不安のために障害者等の民間賃貸住宅への入居が敬遠される事態を解消するための未払い家賃等についての保証制度（家賃債務保証制度）

などがあるので、このような施策も活用しながら、障害者の居住の確保に努めていただきたい。

## (7) 生活保護施策との連携について

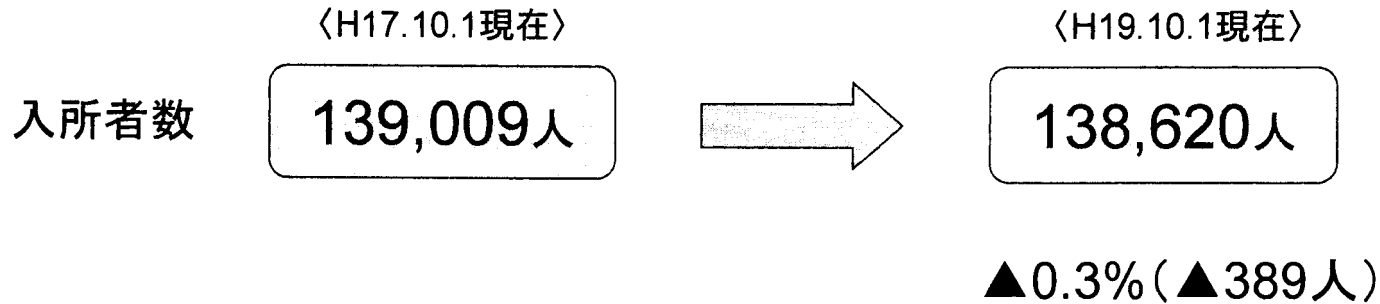
受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行について、生活保護施策においては、平成19年度からセーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューとして、福祉事務所に専門職員を配置するための経費などについて補助する「生活保護精神障害者退院促進事業」を創設し、退院可能精神障害者の地域生活移行に向けて取り組んでいるところである。

その結果、平成19年11月までに全国で469人が退院したとの報告を受けているので、今後とも生活保護部局とも連携を図りながら退院可能精神障害者の地域生活移行に取り組んでいただきたい。

# 入所者の地域生活への移行に関する状況について

速報値

## 1 入所者の推移



## 2 入所者数の増減内訳

〈 入 所 者 数 減 の 内 訳 〉

〈入所者数増の内訳〉

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所等
▲9,344人	▲2,967人	▲662人	▲90人	▲2,474人	▲3,408人	▲18,945人	18,556人

## 3 地域生活への移行状況

〈H17.10.1→H19.10.1〉

地域生活へ移行した者 9,344人 **6.7%**
(H17.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅	公営住宅	自宅(家庭復帰)	その他
2270人(24.3%)	1661人(17.8%)	195人(2.1%)	112人(1.2%)	1072人(11.5%)	190人(2.0%)	3642人(39.0%)	202人(2.2%)

<b>入所者の地域生活への移行に向けた取組状況</b>
-----------------------------

【速報値】

都道府県名	平成17年10月1日から平成19年10月1日までの地域移行等の取組状況					
	H17. 10. 1 (入所者数)(A)	H19. 10. 1 (入所者数)(B)	削減数(C) (A-B)	削減率(D) (C/A)	地域移行者数 (E)	移行率(F) (E/A)
北海道	12,050人	11,827人	223人	1.9%	664人	5.5%
青森県	3,015人	2,999人	16人	0.5%	182人	6.0%
岩手県	2,371人	2,347人	24人	1.0%	199人	8.4%
宮城県	2,210人	2,107人	103人	4.7%	137人	6.2%
秋田県	3,472人	3,452人	20人	0.6%	159人	4.6%
山形県	2,104人	2,107人	-3人	-0.1%	123人	5.8%
福島県	2,228人	2,235人	-7人	-0.3%	124人	5.6%
茨城県	3,033人	3,137人	-104人	-3.4%	270人	8.9%
栃木県	2,836人	2,759人	77人	2.7%	304人	10.7%
群馬県	2,979人	2,963人	16人	0.5%	76人	2.6%
埼玉県	4,737人	4,722人	15人	0.3%	277人	5.8%
千葉県	5,411人	5,462人	-51人	-0.9%	322人	6.0%
東京都	4,116人	4,317人	-201人	-4.9%	198人	4.8%
神奈川県	4,815人	4,935人	-120人	-2.5%	365人	7.6%
新潟県	2,214人	2,209人	5人	0.2%	184人	8.3%
富山県	1,628人	1,623人	5人	0.3%	65人	4.0%
石川県	1,740人	1,779人	-39人	-2.2%	98人	5.6%
福井県	1,693人	1,684人	9人	0.5%	45人	2.7%
山梨県	1,554人	1,593人	-39人	-2.5%	44人	2.8%
長野県	2,789人	2,652人	137人	4.9%	293人	10.5%
岐阜県	2,439人	2,493人	-54人	-2.2%	55人	2.3%
静岡県	4,124人	4,064人	60人	1.5%	356人	8.6%
愛知県	4,390人	4,365人	25人	0.6%	166人	3.8%
三重県	1,684人	1,691人	-7人	-0.4%	129人	7.7%
滋賀県	1,068人	1,098人	-30人	-2.8%	110人	10.3%
京都府	2,272人	2,242人	30人	1.3%	144人	6.3%
大阪府	5,219人	4,998人	221人	4.2%	630人	12.1%
兵庫県	4,597人	4,588人	9人	0.2%	454人	9.9%
奈良県	1,295人	1,302人	-7人	-0.5%	30人	2.3%
和歌山県	1,391人	1,402人	-11人	-0.8%	97人	7.0%
鳥取県	1,167人	1,133人	34人	2.9%	94人	8.1%
島根県	1,596人	1,557人	39人	2.4%	178人	11.2%
岡山県	2,716人	2,700人	16人	0.6%	216人	8.0%
広島県	3,270人	3,285人	-15人	-0.5%	250人	7.6%
山口県	2,477人	2,590人	-113人	-4.6%	159人	6.4%
徳島県	1,597人	1,669人	-72人	-4.5%	103人	6.4%
香川県	1,235人	1,274人	-39人	-3.2%	119人	9.6%
愛媛県	2,140人	2,131人	9人	0.4%	87人	4.1%
高知県	1,393人	1,366人	27人	1.9%	76人	5.5%
福岡県	7,257人	7,359人	-102人	-1.4%	479人	6.6%
佐賀県	1,556人	1,474人	82人	5.3%	124人	8.0%
長崎県	2,925人	2,842人	83人	2.8%	280人	9.6%
熊本県	3,323人	3,319人	4人	0.1%	156人	4.7%
大分県	2,412人	2,313人	99人	4.1%	241人	10.0%
宮崎県	1,934人	1,939人	-5人	-0.3%	156人	8.1%
鹿児島県	3,780人	3,774人	6人	0.2%	187人	4.9%
沖縄県	2,757人	2,743人	14人	0.5%	139人	5.0%
全国計	139,009人	138,620人	389人	0.3%	9,344人	6.7%

※各県内に設置されている入所施設の状況

## ◇都道府県の取組状況

## 1. 地域生活移行の取り組みを既に行っている自治体(36都道府県)

北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県

## 2. 平成19年度中に地域生活移行の取り組みを行う予定の自治体(2県)

群馬県、山梨県

公営住宅における障害者グループホームへの活用戶数 (別添資料9)  
 《平成19年3月末現在》

都道府県名	戸数
北海道	11
青森	6
岩手	6
宮城	9
秋田	1
山形	0
福島	0
茨城	3
栃木	0
群馬	4
埼玉	0
千葉	0
東京	26
神奈川	11
新潟	0
富山	2
石川	0
福井	0
山梨	1
長野	24
岐阜	4
静岡	8
愛知	22
三重	8
滋賀	1
京都	0
大阪	296
兵庫	11
奈良	0
和歌山	0
鳥取	2
島根	5
岡山	0
広島	8
山口	7
徳島	1
香川	0
愛媛	0
高知	4
福岡	2
佐賀	0
長崎	16
熊本	6
大分	4
宮崎	2
鹿児島	5
沖縄	3
計	519

※国土交通省調べ

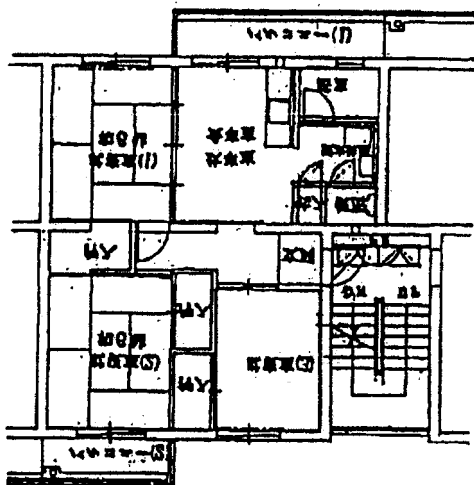
# 公営住宅を活用したグループホームの事例①

## グループホームポニー (大阪府営御池台2丁目住宅)

- ・ 連結したバルコニーを室内通路化  
(隣接した2戸を一体的に使用するため)
- ・ 共用の浴室・台所等の設置、専用部分の間仕切りの変更 等



(改良前)  
3DK(56.81㎡)×2戸



(グループホーム改良後)  
5室+食堂・居間、ホール、共同浴室

